

# 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 業務方法書の一部変更について

## 1. 概要

○先般の内閣府設置法等の一部を改正に併せ、宇宙航空研究開発機構（JAXA）法が改正され、JAXAを政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関に位置付けるとともに、「民間事業者の求めに応じて行う援助及び助言等」の業務が新たに追加された。そのため、JAXA法改正に伴い、現行業務方法書の一部を変更するものである。

## 2. 新旧対象表

変 更 案	現 行
<p>第2条</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 機構は、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関であることを認識し、業務の運営を行う。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>第8条の2 機構は、機構法第18条第1項第3号及び第4号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて、機構の技術的知見等を活かした、金銭的支援を含まない援助及び助言を行う。</u></p> <p><u>2 機構は、前項に定める援助及び助言を行う場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。</u></p> <p>(附帯業務)</p> <p>第12条 機構は、効果的かつ効率的な方法により、機構法第18条第1項第1号乃至第9号の業務に附帯する業務を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第2条</p> <p>1 (略)</p> <p>(新規)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(新規)</p> <p>(附帯業務)</p> <p>第12条 機構は、効果的かつ効率的な方法により、機構法第18条第1項第1号乃至第8号の業務に附帯する業務を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>

(参考1) 独立行政法人通則法(抄)(平成11年7月16日法律第103号)

(業務方法書)

第28条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(参考2) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法 (抄)

(平成14年12月13日法律第161号)

(業務の範囲等)

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

三 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。

四 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。

六 第三号及び第四号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

五 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)であって宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの(第七号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣

六 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)であって政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの(次号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣

七 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)であって前号の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの(宇宙の利用の推進に関するものに限る。)並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び前号の政令で定める大臣

八 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第六号に掲げるもの(これに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣